

10月1日スタート

ご遺族の手続きをサポートします

「おくやみ窓口」をご利用ください

亡くなられた後に発生する様々な手続きを、まとめて支援する「おくやみ窓口」を市民課に開設しました。

ご遺族の方の負担を少なくできるようお手伝いいたしますので、事前予約のうえご利用ください。

予約・お問合せ先	富士市役所 市民課 ☎ 0545-55-2853
予約受付時間	平日 午前8時30分 ~ 午後5時15分
窓口の場所	富士市役所2階 市民課 ②番窓口
利用対象者	富士市に住民登録があった方のご遺族

< ご注意 >

※ご利用の際は、なるべく早めに電話予約をお願いします。

※内容により全てのお手続きが一度で終わらない場合もありますが、
できるだけご負担が少なくなるようお手伝いさせていただきます。

※ご予約後に、担当課からご連絡させていただくことがございます。

※裏面に持ち物が書いてありますのでご覧ください。

各種手続きに必要な主な持ち物

該当するものがあれば、ご持参いただきますようお願いいたします。

●ご遺族のもの

- 認印（届出人、相続人代表、喪主）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - ※運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード、パスポートなど
 - ・写真付きのものがない場合は下記から2点
 - ※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主）

★亡くなった方のもの

- 住民基本台帳カード・個人番号（マイナンバー）カード
個人番号通知カード
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると、葬祭費が請求できます。（葬祭を行った場合のみ）
 - 葬祭を行ったことや喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等）
- 介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

※紛失・探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。

お問い合わせ・予約：富士市役所 市民課 おくやみ窓口

☎ 0545-55-2853